

■主な意見・対応一覧表（新旧対照表）

第 2 回策定委員会指摘事項

1 8～9 頁 文章・表・図

意見

【計画の読みやすさについて】
3 市街地の住民の数や年代構成（高齢化率）を計画の冒頭に加えてほしい。

修正前

Chapter 1

I-2 阿見町の市街地特性

1. 阿見町の市街地形成履歴

本町は、旧海軍施設が立地していたことから、従来からの集落以外の市街地は、これに関連する形で国道 125 号バイパス沿道や、現在の都市計画道路阿見・学園線沿道を中心に市街地が形成され、現在の市街化区域の基礎となっています。

昭和末期から平成初期にかけて、東京への通勤圏として宅地供給が進められ、民間事業者による宅地分譲の他、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR 都市機構」という。）による荒川本郷地区での面的整備計画により、市街化区域が拡大されました。

阿見市街地では、住居系土地利用が基本となっていますが、規模の大きい産業系土地利用や防衛用地、文教厚生用地が存在しています。なお、防衛用地については、荒川沖市街地にも存在しています。

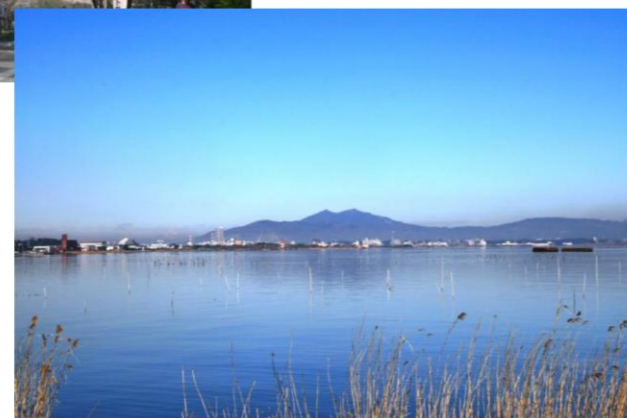
圏央道阿見東 IC 周辺においては、茨城県施行による阿見吉原土地区画整理事業に伴い、事業区域が市街化区域に編入され、整備が進められてきました。本地区は、IC 周辺という特性を背景に、商業・業務系土地利用と住居系土地利用からなる複合的土地利用が想定され、あみプレミアム・アウトレットをはじめとして、各種施設の立地が進む他、住宅地の分譲も進められています。

産業系土地利用については、工業専用地域が都市計画道路追原・久野線に沿って 2ヶ所(筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地)、阿見吉原市街地の西側に 1ヶ所(福田工業団地)あります。

一方、都市計画道路島津・追原線沿線の南平台地区では、民間事業者により開発が行われ、市街地が形成されています。



茨大通りの桜並木



霞ヶ浦と筑波山の眺望

8

対応

「表一本町の市街化区域の概要」、「図-20 年後の高齢化率」を追加しました。

修正後

Chapter 1

I-2 阿見町の市街地特性

1. 阿見町の市街地形成履歴

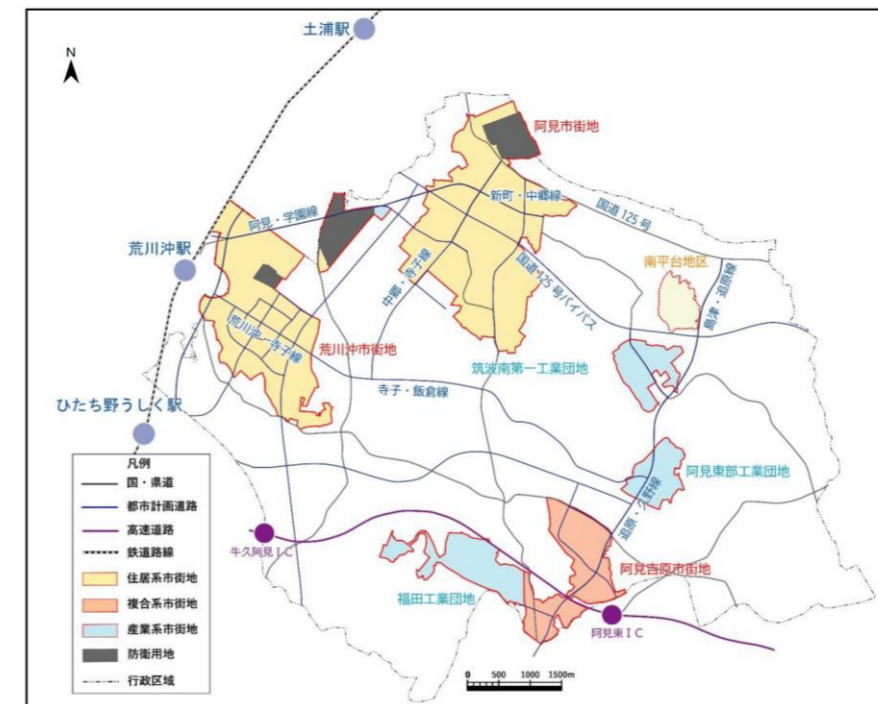
本町は、旧海軍施設が立地していたことから、従来からの集落以外の市街地は、これに関連する形で国道 125 号バイパス沿道や、現在の都市計画道路阿見・学園線沿道を中心に市街地が形成され、現在の市街化区域の基礎となっており、昭和末期から平成初期にかけて、東京への通勤圏として宅地供給が進められ、民間事業者による宅地分譲の他、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR 都市機構」という。）による荒川本郷地区での面的整備計画により、市街化区域が拡大されました。

阿見市街地では、住居系土地利用が基本となっていますが、規模の大きい産業系土地利用や防衛用地、文教厚生用地が存在しています。なお、防衛用地は荒川沖市街地にも存在しています。

圏央道阿見東 IC 周辺においては、茨城県施行による阿見吉原土地区画整理事業に伴い、事業区域が市街化区域に編入され、整備が進められてきました。本地区は、IC 周辺という特性を背景に、商業・業務系土地利用と住居系土地利用からなる複合的土地利用が想定され、あみプレミアム・アウトレットをはじめとして、各種施設の立地が進む他、住宅地の分譲も進められています。

産業系土地利用については、工業専用地域が都市計画道路追原・久野線に沿って 2ヶ所(筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地)、阿見吉原市街地の西側に 1ヶ所(福田工業団地)あります。

一方、都市計画道路島津・追原線沿線の南平台地区では、民間事業者により開発が行われ、市街地が形成されています。



このような本町の市街化区域の概要は次ページのとおりであり、主として阿見市街地、荒川沖市街地に人口が集積していますが、2040(令和 22)年の推計をみると、いずれの市街地も減少しており、高齢化率と合わせると、人口減少と高齢化に対応したまちづくりが必要となっています。

8

次ページに続きます。

意見

対応

【計画の読みやすさについて】
3市街地の住民の数や年代構成（高齢化率）を計画の冒頭に加えてほしい。

「表一本町の市街化区域の概要」、「図-20年後の高齢化率」を追加しました。

修正前

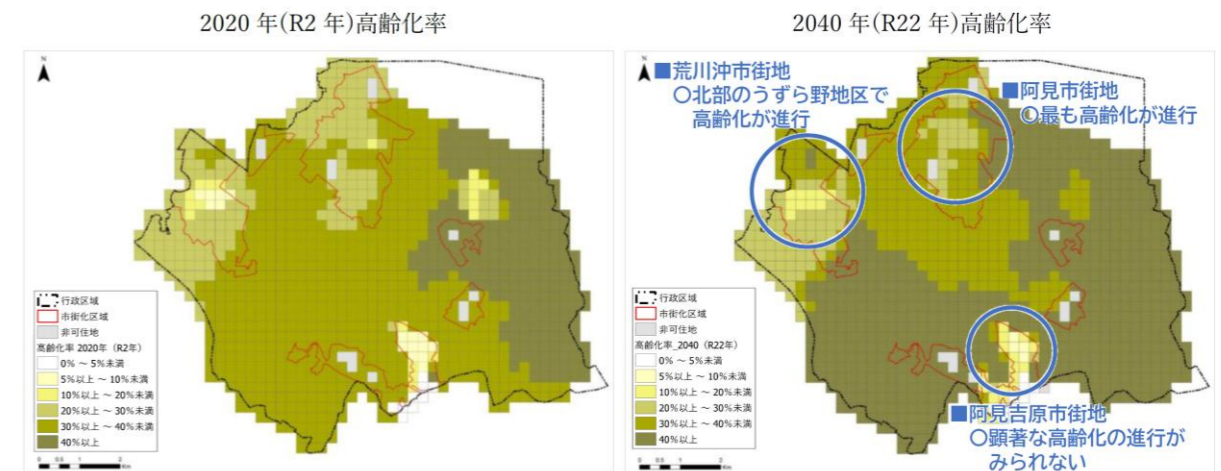
修正後

阿見町立地適正化計画

表一本町の市街化区域の概要

市街地	面積 (ha)	人口(人)		高齢化率(%)		都市計画マスタープランでの 土地利用区分		
		2020 (R2)	2040 (R22) 推計	2020 (R2)	2040 (R22) 推計	居住機能	商業・ 業務機能	産業機能
阿見町全体	7,140	48,553	46,602	28.0	33.5	●	●	●
阿見市街地	552	13,104	12,867	27.6	32.6	●	●	—
荒川沖市街地	384	10,840	11,139	21.0	28.5	●	●	—
阿見吉原市街地	160	430	478	14.0	14.8	●	●	●
筑波南第一工業団地	70	—	—	—	—	—	—	●
福田工業団地	107	—	—	—	—	—	—	●
阿見東部工業団地	65	—	—	—	—	—	—	●

図-20年後の高齢化率



出典：国勢調査
国土交通省 国土技術政策総合研究所
将来人口・世帯予測ツール

意見

対応

【計画の読みやすさについて】
 一軒家が広がる阿見町におけるコンパクトシティは、どのサイズでどの程度のものをざっくりでもいいので記載してほしい。
 【吉原市街地の扱いについて】
 ・吉原市街地をこの計画でどう扱うのか分かりやすくできないか。

町全体の市街地の現状と方向性を示すため、「2. 立地適正化計画によって目指す市街地形成の方向性」を追加しました。

修正前

修正後

(新たにページを追加したため修正前はありません。)

Chapter 1

2. 立地適正化計画によって目指す市街地形成の方向性

立地適正化計画では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指しており、暮らしを支える機能の拠点への集約と、拠点連携によって利便性向上を目指すこととされています。

また、本町は市街地形成における地形的な制約が少なく、計画的な市街地形成のためには、住居系用途を持つ3つの市街化区域を基本に集約化を目指す必要があります。

3つの市街化区域における市街地形成の方向性については、下表のように設定しますが、阿見吉原市街地については、土地区画整理事業により基盤整備がされ、当面はこの基盤を活用した居住や産業機能の誘導が中心となることから、既に人口が集積している阿見市街地、荒川沖市街地における集約的なまちづくりの誘導を先行することとします。

表-市街地形成の方向性

市街地	現 状	方 向 性
阿見市街地	○住宅地を中心に市街地が概成している。 ○本町の市街化区域で最も人口減少・高齢化等が進むと予想される。	○これまで整備した公的資産の維持・活用による再生型のまちづくりを目指す。 ○既存の商業機能、行政機能等を核として、生活支援機能の集約化を誘導する。
荒川沖市街地	○民間の宅地分譲による人口増がみられる。 ○うずら野地区で、高齢化が進行すると予想される。	○無秩序な市街地の形成を抑制し、良好な居住環境の確保を目指すため、都市基盤整備（公共投資）と整合のとれた市街地形成を目指す。 ○幹線道路沿道への生活支援機能の誘導を図る。
阿見吉原市街地	○土地区画整理事業が完了し、商業施設、業務施設、住宅等が立地している。	○土地区画整理事業により基盤整備が完了している。当面この基盤を生かした居住・産業機能の誘導を図りつつ、誘導区域の必要性を検討する。



第2回策定委員会指摘事項

4 85頁表

意見

対応

【防災指針について】
飛行機が落ちたとか、戦争が始まったというのも防災だと思うが、そういうものは入れられないのか。

立地適正化計画では、風水害や土砂災害などを対象としています。ご指摘のあった災害等については、阿見町地域防災計画（大規模事故災害編）で対応方針を記載しています。

修正前

阿見町立地適正化計画

第Ⅷ章 防災指針

Ⅷ-1 想定される災害

1. 対象とする災害

本町においては、洪水、土砂災害等の災害リスクが指摘されています。本計画において設定した居住誘導区域における安全・安心な環境の確保に向け、想定される災害と想定されるリスクについては、以下のようなものがあります。これらの災害が想定される区域については、原則としては居住誘導区域に含まないこととされていますが、区域の中でも、既に市街地が形成され、生活や産業活動の場となっている地区などについては、災害リスクの周知や避難対策を講じることにより、居住誘導区域に含めることを検討します。

表-対象とする災害一覧

運用指針での考え方	対象とする災害	都市計画区域	居住誘導区域
居住誘導区域に含まないこととすべきである。	土砂災害特別警戒区域	該当有り	-
	津波災害特別警戒区域	-	-
	災害危険区域	-	-
	地すべり防止区域	-	-
	急傾斜地崩壊危険区域	-	-
居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。	土砂災害警戒区域	該当有り	-
	水防法の浸水想定区域（洪水）	該当有り	該当有り
	水防法の浸水想定区域（内水）	未指定（今後、設定の必要性を検討のうえ対応）	-
	水防法の浸水想定区域（高潮）	-	-
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	-	-
	土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査	-	-
その他	津波浸水想定における浸水の区域	-	-
	大規模盛土造成地の滑落崩落	該当有り	該当有り
	液状化	該当有り	該当有り

（修正なしのため省略）

修正後

第2回策定委員会指摘事項

5 103～104 頁 表

意見

対応

【防災指針について】
例えば阿見町の特徴であれば、大きな病院や、工場、大学があると思うのだが、そういうところと被災した時に連携することなどを防災指針の施策に入れることはできないのか。

町内事業所等との連携については、町地域防災計画に記載され、災害発生時に連携を取りながら必要な体制を確保することとしています。このため、本計画においては当該計画との連携を図るという記載までとしています。

修正前

Chapter VIII

(3) 防災まちづくりの施策

①ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表—ソフト面での施策一覧

項目	内容	実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
			短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害 予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	阿見町	→		○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進するとともに、教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
減災 対策	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	阿見町	→		○	○	○
避難 対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
地域 防災	◆リスクコミュニケーションの啓発 ・地域における共助機能の強化を図るため、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向けた活動を支援します。	阿見町	→	→	○	○	○

短期～中期（5年～10年）長期（20年）

修正後

(修正なしのため省略)

意見

対応

【防災指針について】
ソフト施策の最後にリスクコミュニケーションの啓発がある。リスクコミュニケーションは、それ自体が目的ではなく、何か目的を達成するための手段であるため、目的を書いた方がいいのではないか。

ソフト面での施策について、「◆地域における共助機能の強化」という項目に修正し、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向け、リスクコミュニケーションの啓発に取り組むことを文章に記載しました。

修正前

Chapter VIII

(3) 防災まちづくりの施策

①ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表-ソフト面での施策一覧

項目	内容	実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
			短~中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進するとともに、教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	阿見町	→	→	○	○	○
避難対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
地域防災	◆リスクコミュニケーションの啓発 ・地域における共助機能の強化を図るため、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向けた活動を支援します。	阿見町	→	→	○	○	○

短期~中期(5年~10年) 長期(20年)

修正後

阿見町立地適正化計画

②ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表-ソフト面での施策一覧

項目	内容	対応する方針					実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
		方針1	方針2	方針3	方針4	方針5		短~中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進します。 ・教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。 ・住民参加の避難訓練を実施します。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	○	○	-	○	-	阿見町	→	→	○	○	○
	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	○	○	○	-	-	阿見町	→	→	○	○	○
避難対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆避難行動要支援者の支援体制の整備 ・避難行動要支援者の支援体制の確保に向け、要支援者名簿への登録を推進します。	○	○	○	-	-	阿見町	→	→	○	○	○
地域防災	◆地域における共助機能の強化 ・地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向け、リスクコミュニケーションの啓発に取り組むこと。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○

短期~中期(5年~10年) 長期(20年)

意見

対応

【改訂経緯について】
今回変更した内容が、調査・分析・評価の結果の見直しかどうか本編にも記載してはいかがでしょうか。

「改訂の目的」に一文追加しました。

修正前

阿見町立地適正化計画

4. 計画の目標年次

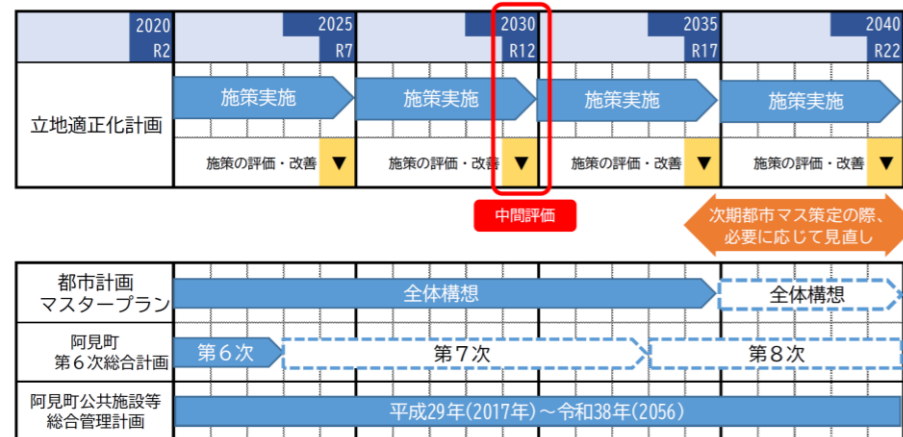
立地適正化計画は、都市計画マスタープランに示された将来都市像に基づきコンパクトシティの形成を誘導する計画であり、都市計画マスタープランとの整合が前提となります。

一方で、本計画は人口減少や社会・経済情勢の変化に対応しながら、居住や都市機能を誘導するための計画であり、継続的な施策展開が必要であることを考慮すると、長期的な視点に基づく計画とする必要があります。

阿見町都市計画マスタープランの計画期間は2035（令和17）年までとなっていますが、立地適正化計画の計画期間については、2040（令和22）年までとし、都市計画マスタープラン策定や改定の際に必要な見直しを行うこととします。

なお、立地適正化計画については、概ね5年ごとに施策の実施状況について、調査、分析及び評価を行うこととなっていますが、その他にも計画期間における社会・経済情勢の急激な変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

図－計画期間



5. 改定の目的（防災指針の策定）

2020（令和2）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を策定することとしました。

本町では、2021（令和3）年3月に立地適正化計画を策定しましたが、それ以降、茨城県が管理する河川の洪水浸水想定区域が公表されたことから、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、本町における災害リスクを踏まえた課題を抽出し、取り組むべき施策とスケジュールを示すため、防災指針の策定を行うものです。

修正後

阿見町立地適正化計画

4. 計画の目標年次

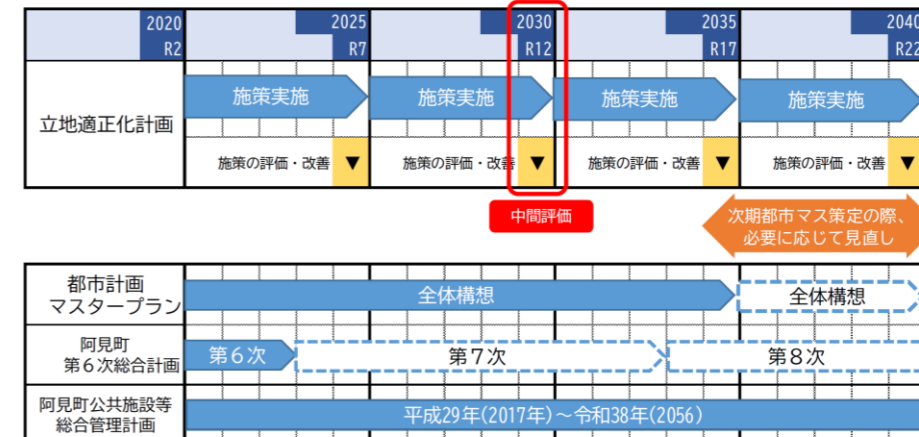
立地適正化計画は、都市計画マスタープランに示された将来都市像に基づきコンパクトシティの形成を誘導する計画であり、都市計画マスタープランとの整合が前提となります。

一方で、本計画は人口減少や社会・経済情勢の変化に対応しながら、居住や都市機能を誘導するための計画であり、継続的な施策展開が必要であることを考慮すると、長期的な視点に基づく計画とする必要があります。

阿見町都市計画マスタープランの計画期間は2035（令和17）年までとなっていますが、立地適正化計画の計画期間については、2040（令和22）年までとし、都市計画マスタープラン策定や改定の際に必要な見直しを行うこととします。

なお、立地適正化計画については、概ね5年ごとに施策の実施状況について、調査、分析及び評価を行うこととなっていますが、その他にも計画期間における社会・経済情勢の急激な変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

図－計画期間



5. 改定の目的（防災指針の策定）

本町は2021（令和3）年3月に立地適正化計画を策定し、5年目となることから、都市再生特別措置法に基づき、施策実施状況の調査、分析及び評価を行った結果、施策や指標等の状況はおおむね順調であるため、基本的に計画内容は修正しないこととし、おおむね5年経過したことによる社会情勢の変化への対応、各データ等の更新を行います。

一方で、2020（令和2）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正より、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外が徹底されるとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、防災指針を策定し、適切な防災・減災対策を位置づけることが求められています。

本町においても、居住及び都市機能の誘導を進める上で、都市の防災に関する機能の確保を図る指針として、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、取り組むべき施策とスケジュールを示した防災指針の策定を目的として改訂を行うものです。

意見

対応

【防災指針について】
P58 に浸水深 3.0m以上の宅地は居住誘導区域から除外、浸水深 3.0m未満は居住誘導区域へ編入を検討するとあるが、平屋の場合には 3.0m 未満でも垂直避難が困難であり、現在検討している防災対策で十分なのか改めて確認されたい。

町防災危機管理課と協議し防災指針を策定していることや、P103 のソフトの施策のほか、連携を取ることにしている町地域防災計画等に記載している事項で対応できていることから計画の修正はしないこととします。

修正前

Chapter VIII

(3) 防災まちづくりの施策

①ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表—ソフト面での施策一覧

項目	内 容	実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
			短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害 予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	阿見町	→		○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進するとともに、教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
減災 対策	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	阿見町	→		○	○	○
避難 対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
地域 防災	◆リスクコミュニケーションの啓発 ・地域における共助機能の強化を図るため、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向けた活動を支援します。	阿見町	→	→	○	○	○

短期～中期（5年～10年）長期（20年）

修正後

(修正なしのため省略)

意見

対応

【防災指針について】
 県と市町村が連携し、避難力強化の取組み等を進めていることから、以下の点について、ソフト面での施策への反映を検討してほしい。
 ・住民参加の避難訓練の実施
 ・避難行動要支援者の支援体制の整備

・「住民参加の避難訓練の実施」については、ソフトの施策「◆防災教育・訓練の充実」に文章を追加しました。
 ・「避難行動要支援者の支援体制の整備」については、新たに◆として施策を追加しました。

修正前

Chapter VIII

(3) 防災まちづくりの施策

①ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表－ソフト面での施策一覧

項目	内 容	実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
			短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進するとともに、教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
減災対策	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	阿見町	→	→	○	○	○
避難対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	阿見町	→	→	○	○	○
地域防災	◆リスクコミュニケーションの啓発 ・地域における共助機能の強化を図るため、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向けた活動を支援します。	阿見町	→	→	○	○	○

短期～中期（5年～10年）長期（20年）

修正後

阿見町立地適正化計画

②ソフト面での施策

災害予防及び避難対策の推進を図るため、防災や減災意識、地域における共助関係の醸成による防災力の強化に取り組みます。

表－ソフト面での施策一覧

項目	内 容	対応する方針					実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
		方針1	方針2	方針3	方針4	方針5		短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進します。 ・教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。 ・住民参加の避難訓練を実施します。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	○	○	-	○	-	阿見町	→	→	○	○	○
減災対策	◆BCP(事業継続計画)策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるBCPの策定を促進します。	○	○	○	-	-	阿見町	→	→	○	○	○
避難対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○
	◆避難行動要支援者の支援体制の整備 ・避難行動要支援者の支援体制の確保に向け、要支援者名簿への登録を推進します。	○	○	○	-	-	阿見町	→	→	○	○	○
地域防災	◆地域における共助機能の強化 ・地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向け、リスクコミュニケーションの啓発に取り組みます。	-	-	-	-	○	阿見町	→	→	○	○	○

短期～中期（5年～10年）長期（20年）